

医療法人社団生光会 健康経営基本方針

第1章 総 則

第1条（趣 旨）

この方針は、国の政策に基づき、医療法人社団生光会（以下、「当法人」という。）の経営理念における健康経営のための施策や統一した取り組みの基本方針（以下、「本方針」という。）を示すものである。

第2項 本方針は、当法人の健康経営の目的と体制等を定め、従業員とその家族（以下、「従業員等」という。）における健康の保持増進に主体的・積極的に取り組むものである。

第2条（健康経営の定義）

健康経営の定義は、健康保険組合等と連携し「従業員等の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで、従業員等の健康の維持・増進と会社の生産性や企業価値の向上を目指す」こととする。

第3条（宣言）

従業員等の健康を経営課題として捉え、健康経営に取り組むためには、その考えを社内外にしっかり示すことが肝要である。その表れとして、健康経営の意志を経営理念の中に「健康経営宣言」等として明文化し公表することで、企業として健康経営に取り組む姿勢を発信する。

第2章 行動指針

第4条（健康経営優良法人認定制度）

当法人は、経済産業省が普及促進する健康経営に取り組むための制度を実践していくための健康経営優良法人認定制度を毎年受審し、健康経営に取り組む当法人の施策等を「見える化」する。

第5条（目標）

当法人の目標は、健康経営優良法人認定制度の認定基準への取り組みを実施することで、健全な職場環境構築と従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として、社会的に評価を受けることとする。

第6条（有益性の確認）

健康経営の有益性の確認等は、健康情報等を一元化した『健康管理システム』等を活用しデータ集計等を実施する。健康経営は、単に健康診断だけでなく、フィジカルとメンタル両方の健康管理面でのマネジメント（以下、「ヘルスマネジメント」という。）が必要であり、その結果として長期的にみて経営面もよくなっていく可能性があり、経年的に追跡確認する。具体的には次の結果等を目指すものとする。

- （1） 経費としての医療費、人材募集や紹介費、残業費等を削減する。
- （2） 従業員の仕事へのモチベーションが向上することで、決められた時間に集中して仕事をこなせるようになり、結果的に生産性が向上する。
- （3） 企業イメージの向上につながり、結果的に優秀な人材を確保し企業価値を向上する。
- （4） 企業を支える従業員等は大切な資本と考え、従業員等の健康づくりを企業が把握することによって、社内コミュニケーションが活性化され、結果的に社内の風通しを改善し、組織が活性化する。
- （5） 働きやすい職場にすることで従業員に安心感を与え、従業員の定着ならびに優秀な人材の採用に繋がり、離職率が低下する。ひいては企業価値の向上や採用にも好影響を与える。

第3章 組織体制の構築

第7条（組織体制）

当法人は、本方針を実践するにあたり、従業員等の参画・行動変容を促すような全社的取り組みを実効的なものとするためには、従業員の健康保持・増進等の取り組みについては、その方針・企画の段階から理事会での討議・決定事項とする。

第8条（年度健康経営推進計画の策定）

当法人は、厚生労働省が示す企業と健保組合が協働し保健事業に取り組むコラボヘルスガイドラインに基づき、コラボヘルス計画を内在する「年度健康経営推進計画」を策定することにより、その取り組み施策を推進することで、より働きやすい職場環境の構築をめざすこととする。

また、健康課題に対応した保健事業を計画するとともに、取り組み成果の評価と計画の改善修正を効果的に行うことができるように、あらかじめ評価指標を設定し、成果の目標を立て、策定した計画に沿い、施策を実行する。

第2項（推進計画期間）

年度健康経営推進計画の期間は、会計年度とする。また経済産業省にて2020年6月に策定公開された企業の健康投資の見える化の浸透を目的とした「健康投資管理会計ガイドライン」に沿って、健康投資を量的・金銭的指標によって「見える化」をすることで、個人も組織も健康をより良くするための合理的な判断や行動をとる一助とする。

付則 本規程は2020年10月1日より施行する。